

助教論
書記

前項職員ノ外高等科ヲ置キタル高等女學校ニ教授助教授、寄宿舍ノ設アル學校ニ舍監（師範學校ニ訓導、附屬幼稚園ヲ置キタル師範學校ニ保姆ヲ置ク）

第四條 師範學校長ハ奏任トス中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長ハ奏任官ノ待遇トス但シ實科高等女學校、女子實業學校及實業補習學校ノ學校長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス學校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第六條 高等學校尋常科、高等學校豫科、師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ教諭ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇、助教諭ハ判任官ノ待遇トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第七條 師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ教諭ニシテ奏任官ノ待遇ヲ爲スコトヲ得ル者ノ員數ハ當該學校ニ於ケル學級數八學級以下ノ師範學校、中學校及高等女學校又ハ六學級以下ノ實業學校ニ在リテハ三人以内トシ以上三學級ヲ増ス毎ニ一人ヲ加フルコトヲ得學校長ヨリ兼任スル教諭ハ前項定員ノ外トス

第八條 專門學校、實業專門學校、高等學校、師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ舍

監ハ教授若ハ助教授又ハ教諭若ハ助教諭ノ中ヨリ之ニ兼任ス但シ特別ノ事情アルトキハ専任ノ舍監ヲ置クコトヲ得

専任舍監ハ判任官ノ待遇トス

舍監ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ寄宿舍ノ事ヲ掌ル

十一條 大學、專門學校、實業專門學校、高等學校、師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ書記ハ判任官ノ待遇トス上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十二條 本令ニ於テ實業學校ト稱スルハ實業專門學校以外ノ實業學校ヲ謂フ

大正九年勅令第五百六十二號附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ公立實業補習學校ノ訓導タル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ當該學校ノ助教諭ニ任セラレタルモノトス

公立學校職員待遇官等等級令抄錄(大正六年一月二十九日勅令第七號)

第一條 公立學校職員ニシテ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ノ官等ハ別表第一表ニ依ル

第二條 公立ノ中學校、高等女學校（高等科ヲ置ク高等女學校ヲ除ク）及實業學校ノ學校長並公
立高等女學校高等科教授ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職二年以上ニ至リ功績アル者ハ特
ニ高等官三等ノ待遇ト爲スコトヲ得但シ實科高等女學校、女子實業學校及實業補習學校ニ付
テハ文部大臣ノ指定シタルモノニ限ル

第二條 高等官官等俸給令第二條、第三條第一項及第五條第一項ノ規定ハ奏任官ノ待遇ヲ受ク
ル公立學校職員ノ任免及叙等ニ之ヲ準用ス

高等官二等ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ハ在職一年ヲ超ユルニ非サレハ之ヲ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ス

第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ高等文官ノ在職年數ハ之ヲ同官等待遇ヲ受クル公立學校職員ノ
在職年數ト看做ス

第四條 公立學校職員ニシテ半仕官ノ待遇ヲ受ケル者ノ等級ハ別表第一表ニ依ル
職員制上他ノ職ニ在ル者ヲ以テ兼ネシムル職ノ等級ハ本官ノ等級ニ依ル

第六條 公立學校職員ニシテ勅任官奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ席次ハ同官等父ハ同

第七條　公式令第十四條第三項、第四項及第十五條第三項、第四項ノ規定ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ノ官記及免官ノ辭令書ニ之ヲ準用ス

大正九年勅令第三百一十五號附則

本令施行ノ際現ニ公立學校職員タル者ハ本令ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ等級ヲ保有ス

實業學習校に於ける教員 第三十章

第二表

實業	高中	特勅任官
女學科	高等等學	高等等遇官
除置	高學	高等等遇官
校	高校校	高等等遇官
		高等等遇官
		高等等遇官
		高等等遇官
教諭	同上	高等等遇官
同上	同上	高等等遇官

判任官一等待遇	判任官二等待遇	判任官三等待遇	判任官四等待遇
月俸百圓以上	月俸七十圓以上	月俸五十圓以上	月俸五十圓未滿
月俸七圓未滿	月俸十圓未滿	月俸十五圓未滿	月俸二十圓未滿

公立學校職員俸給令抄錄

(明治三十六年三月二十八日勅令第六十六號、大正三年六年八年九年十年改正)

第一條 本令ニ於テ職員ト稱スルハ公立ノ専門學校、大學豫科、高等學校、師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ職員ニシテ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル者ヲ謂フ。
第三條 奏任官ノ待遇ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ特ニ功勞アル職員ニハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ七百圓以内、判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ四百五十圓以内ノ加俸ヲ表ニ依ル。

第四條 判任官ノ待遇ヲ受クル職員ノ月俸ハ第四號表ニ依ル。

第五條 官吏ニシテ在職ノ儘職員ニ任セラレタル者ノ俸給ハ等級相當ノ額ヲ減給スルコトヲ得

第六條 一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ特ニ功勞アル職員ニハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ七百圓以内、判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ四百五十圓以内ノ加俸ヲ

給スルコトヲ得

第七條 教員ニシテ舍監、主事ヲ兼ヌル者ニハ相當ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第八條 教員ノ俸給ハ其ノ教授時數ニ應シ等級相當ノ額ヲ減給スルコトヲ得

第九條 二校以上ノ職員ヲ兼ヌル者ニハ其ノ俸給ヲ分割シテ關係學校ノ經費中ヨリ之ヲ支給スルコトヲ得

第十條 陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル職員ニハ其ノ間俸給ヲ支給セス但シ其ノ俸給額職員ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第十一條 俸給ハ每級在職一年以上ニ至ラサレハ增加スルコトヲ得ス但シ奏任官ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ年俸千二百圓以下ノ者及判任官ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ月俸八十圓以下ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 名稱又ハ待遇ノ異ナリタル職員若ハ種類ノ異ナリタル學校ノ職員ニ轉任スル場合ニ於テ支給スル俸給ハ前職ノ俸給額ニ相當スル俸給以下トス若シ相當額ナキトキハ其ノ最モ近キ上級ノ俸給以下トス但シ前職等級在職一年ヲ踰エタル者ニ在リテハ一級ヲ進ムルコトヲ得

前項ノ規定ハ年俸千二百圓以下又ハ月俸八十圓以下ノ俸給ヲ支給スル合ニハ之ヲ適用セス
 第十三條 退職後一年内ニ再任セラル場合ニ於テハ其ノ俸給ハ前職ノ俸給以下トス
 前項ノ場合ニ於テ其ノ前職等級在職一年ヲ踰エタル者ハ前職ノ等級ニ一級ヲ進ムルコトヲ得
 前二項ノ規定ハ年俸千二百圓以下又ハ月俸八十圓以下ノ俸給ヲ支給スル場合ニハ之ヲ適用セス

退職後一年以内ニ名稱又ハ待遇ノ異ナリタル職員若ハ種類ノ異ナリタル學校ノ職員ニ任セラル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 前三條ノ俸給額ニハ加俸ヲ算入セス

第十五條 休職者ニハ其ノ休職中俸給三分ノ一ヲ給ス但シ教員養成ヲ目的トスル官府縣立ノ學校ニ入學スル場合ニ於テ休職ヲ命セラレタル者ニ付テハ之ヲ給セス又ハ三分ノ一以上ヲ給スルコトヲ得

第十六條 特別ノ事情ニ依リ第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ地方長官ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 高等官官等俸給令第二十三條乃至第二十九條ノ規定ハ勅任官又ハ奏任官待遇ヲ受ク

ル職員ニ關シ判任官俸給令第十三條乃至第十四條ノ規定ハ判任官ノ待遇ヲ受クル職員ニ關シ之ヲ準用ス

第十八條 債給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム
 大正十年勅令第十六號附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ公立實業補習學校ノ訓導タル者ニシテ辭令書ヲ用牛、當該學校ノ助教諭ニ任セラレタルモノハ從前ノ俸給額ニ相當スル級俸ヲ受クルモノトス但シ相當級俸ナキトキハ從前ノ俸給額ヲ受クルモノトス

第三號表

教諭	學校長	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
三、二〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、一〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	
二、八〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	
二、六〇〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	
二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	
一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	
一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
一、〇〇〇														

第四號表

實高中師	實高中師高	實高中師高	實女實科
實業等級	實業等級	實業等級	業子高等
除業業	除業業	除業業	補實習業
ク専女學	ク専女學	ク専女學	學校校
門學學	門學學	門學學	學校校
學校校	學校校	學校校	學校校
書記	助教諭	歌謡	學校長
二〇	三〇	一〇	一級
一〇	二〇	二〇	二級
一〇	一〇	一〇	三級
七	七	三〇	四級
六	六	一〇	五級
五	五	一〇	六級
四	四	七	七級
三	三	六	八級
二	二	七	九級
一	一	六	十級
零	零	五	十一級
零	零	四	十二級
零	零	三	十三級
零	零	二	
零	零	一	
零	零	〇	

公立學校職員年功加俸令

(大正十九年十月二十八日勅令第五百十九號、大正十八年改正)

中學、高級中學、公立高中學校、高等女學校及實業學校之學校長、教諭、助教諭、舍監、訓

導及保她。沙勿五年以上薑紅之川者，凡成功者，有緣者

十日内ニ前項ニ掲タル職ニ就キタルトキ亦同シ

第二條 北海道地方費及府縣ハ前條ノ年功加俸ニ充ツル爲公立學校職員年功

第三條 北海道地方費及府縣ハ公立學校職員年功加俸國庫補助法第一條ノ規定ニ依リ受クル交

第五條 年功加奉ノ支給ニ關シテハ奉給支給ノ列ニ依ル

第六條 年功加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ一定ノ期間年功加俸ノ一部又ハ全部ヲ

第七條 市町村立小學校ノ訓導又ハ准訓導第一條第一項ニ掲タル職ニ轉シタル場合ニ於テハ其

附 則

本法ハ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

公立學校職員分限令

(大正四年一月二十七日勅令第三號)
(大正十年、十一年改正)

第一條 本令ハ公立ノ大學、専門學校、師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ職員ニシテ勅任官奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ適用ス

第二條 公立學校職員ハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依ルニ非サレハ其ノ職ヲ免セラルコトナシ

第三條 公立學校職員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ職ヲ免スルコトヲ得

- 一 不具、廢疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
- 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免職ヲ願出テタルトキ

三 學校編制ノ變更ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

前項第一號ノ規定ニ依リ其ノ職ヲ免スルトキハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リチ

ハ文官高等懲戒委員會、判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ文官普通懲戒委員會ノ審査ニ付ス

第四條 公立學校職員ハ廢職若ハ廢校ノ場合又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ當然退職者トス

第五條 第八條第一項第三號乃至第五號ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレ又ハ第八條第二項ノ規定ニ依リ休職ト爲リ滿期ニ至リタルトキハ當然退職者トス

第六條 公立學校職員ハ其ノ意ニ反シテ待遇ヲ下シ又ハ俸給ヲ減セラルコトナシ

第七條 文官分限令第九條及第十條ノ規定ハ公立學校職員ニ關シ之ヲ準用ス

第八條 公立學校職員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

- 一 懲戒事件ニ關シ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ
- 二 刑事事件ニ關シ告訴又ハ告發セラレタルトキ
- 三 學校編制ノ變更其ノ他ノ事由ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
- 四 教員養成ヲ目的トスル官立府縣立ノ學校ニ入學スルトキ
- 五 教育上又ハ事務上必要ナルトキ

公立學校職員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス但シ師範學校訓導ニシテ徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役又ハ六週間陸軍現役ニ服スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 休職ノ期間ハ前條第一項第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ懲戒委員會又ハ裁判所ニ繫屬中トシ第三號及第五條ノ場合ニ在リテハ勤任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ付テハ二年、判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ付テハ一年トシ第四號及前條第二項ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙ホ三月トス

第十條 休職者ハ職務ニ從事セス及俸給ヲ減セラレ又ハ之ヲ受ケサルノ外總テ在職者ト異ナルコトナシ

第十一條 文官分限令第十四條ノ規定ハ公立學校職員ニ之ヲ準用ス

附則

明治二十七年勅令第百四十一號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際休職中ノ者ニ關シテハ仍舊令ニ依ル

大正十年勅令第九十號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行ノ際現ニ徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役ニ服スル者ニ付テハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(備考)

明治二十七年勅令第百四十一號ハ公立學校職員休職ノ件ナリ

第五節 實業補習學校教員の養成

實業補習學校は從來小學校等より兼務する教員に依て經營せられ、專務教員を有する學校は甚だ少なかつた。是れ實業補習學校教員の養成に關し法規上殆ど準據すべきものなく、養成機關に於て一大缺陷があつたからである。尤も府縣に於ては農學校農事試驗場等に特殊の施設を爲し、之に依りて斯種教員の養成を爲したるも、施設區々にして内容宜しきを得ず、爲に其の目的を達するに困難なる情況であつた。仍て文部省に於ては教員養成の方法を講ずるを以て最も急務なりと爲し、大正九年十月新に實業補習學校教員養成所令を制定し、次いで同施行規則を公布した。左に制定の要旨並に該規定を掲げる。

實業補習學校教員養成所令並同施行規則制定の要旨

實業補習學校の現狀を見るに、教員は多くは小學校教員の兼務で、専任教員を有する學校は全國中其の數甚だ少いのである。此の如く一意學校の事に當るべき專務者に乏しくて、克く其の實績を擧げるは洵に至難の事と謂はなければならぬ。政府は此點に鑑みて、冀に實業教育費國庫補助法に改正を加へ、斯教育に對し新に國庫補助の途を開き、之を專務教員増置の資に充しめるこゝとしたから、今後は各府縣とも漸を逐うて専任教員の增加を見るに至るであらうけれども、之が爲には又一面に於て益々斯種教員の養成を圖り、教員素質の改善を策し、優良なる教員を潤澤に供給するの途を講ぜなければならない。地方に於ても既に之が必要を認め、其の施設を爲せるものも亦少くないが、從來此の機關に付ては何等法令の據るべきものがなかつた爲、此等の施設亦甚だ不完全であるのは、斯種教員養成上洵に遺憾とすべきことである。仍て今回新に實業補習學校教員養成所令並同施行規則を制定し、養成機關の設置廢止並其の組織設備教員等に關し新に規定を設けることゝした。故に未だ其の施設なき地方に於ては、成るべく速に之を設置し、既に其の施設ある地方に於ても力めて之が整備充實を圖り、以て本制度設置の趣旨に副うことが緊要を得ることゝした。

である。茲に教員養成所令並同施行規則の要項を述ぶれば次の通りである。

- 一 實業補習學校教員養成所は、主として道府縣に於て之を施設するを適當とするけれども、大都市等に於て工業、商業等の補習學校教員の爲に施設するが如きも亦望ましきことであるから、養成所は之を道府縣立又は市立とした。而して該機關は之を獨立して設ける外其の設置を容易ならしめる爲、公立實業學校、師範學校若は實業に關する公立の試驗場、講習所等に併置することを得ることゝした。
- 二 本所に入學を許すべき者は、尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年以上の實業學校、若は之と同程度の實業學校を卒業した者、又は師範學校を卒業した者を本體としたけれども、尙中學校若は高等女學校を卒業した者、小學校本科正教員、小學校專科正教員の免許狀を有する者には入學資格を與へ、又尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年以上の實業學校を卒業し、二年以上實業に關する經驗を有する者、其の他之に準すべき者で相當の學力を有するものは之を入學し得ることゝしたから、善く入學志望者の情況等を考察し、收容其の宜しきを得ることに留意せなければならぬ。而して養成所の修業年限は之を二年と爲すを最も可とするけれども、此等卒業者を要すること頗る急なる今日に於て俄に完全を望むことは困難

であるから、修業年限は最短を一年と爲すこととした。

三 學科目は修身・教育・法制・經濟並實業に關する學科目及實習を必修の科目とし、女子に對しては修身・教育・家事・裁縫竝に實業に關する學科目及實習を必修の科目とした。然れども師範學校卒業者等既に教育に付相當の學力ある者に對しては、教育は之を課せざることを認め、又生徒の素養及養成せんとする教員の種類に應じ、國語・數學・外國語・簿記・社會學大意其の他のものより適當の科目を選択して之を加設し得ることとした。學科目は勿論、其教授時數の如きも深く之を考慮して、最も適當に課程を定めることが必要である。

四 本所の教諭及助教諭は、一般の實業學校教員たることを得る資格を有することとした。而して職員の待遇官等級に關しては、所長は實業學校の學校長の例に準じ、教諭・助教諭・書記等は實業學校の教諭・助教諭・書記等の例に準することとした。教諭にして委任官の待遇と爲すことを得る者の員數は、亦之を實業學校の場合と同一にし、其の他職員の俸給は實業學校職員に關する規定を準用し分限に關しては公立學校職員分限令を準用することとした。

五 本所には教室・實驗室・實習場等を設け、又器具・機械・標本・圖書等を設備する必要があるので、之に關する規定を設けることとした。此等の諸設備は成るべく教授上支障なきことを期せ

なければならない。

六 現に實業補習學校教員の職に在る者等に對し、時々必要の講習を爲することは、其の學力を補充し教授の實効を擧ぐるに極めて緊要のことであるから、本所に於て一面又斯の如き施設を爲さしめる爲、講習科を設け得る規定を加へた。宜しく地方の實況に照し、隨時適切なる講習を行ひ、以て廣く教員實力の養成を圖ることに力めなければならない。

七 優良教員の養成を圖るが爲、在學中生徒に學資を給與するは頗る有効の方法であつて、之と共に一面には其の卒業者に對し、一定の期間實業補習學校教員たるの義務を負はしめることも亦之を必要とするから、今回施行規則中之に關する條項を加へた。然れども此等學資の給與及卒業後の服務に關する事項は、固より一樣に律することが出來ないから、宜しく地方の事情に應じ夫々適當に之を定むべきである。

實業補習學校教員養成所令 (勅令第五百二十一號)

(大正九年十月三十日)

第一條 北海道府縣及市ニ於テ設置スル實業補習學校教員養成所ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 實業補習學校教員養成所ノ設置及廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 實業補習學校教員養成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

教諭

助教諭

書記

前項ノ職員ノ外寄宿舍ノ設アル養成所ニハ舍監ヲ置ク

第四條 所長ハ奏任官ノ待遇トス地方長官ノ監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第五條 教諭ハ奏仕官又ハ判任官ノ待遇トシ助教諭ハ判任官ノ待遇トス生徒ノ教育ヲ掌ル
教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ニ關シテハ公立學校職員制中實業學校ニ
關スル規定ヲ準用ス舍監ハ教諭又ハ助教諭ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ指揮ヲ承ケ寄宿舍ノ事ヲ掌

第六條 書記ハ判任官ノ待遇トス所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條 實業補習學校教員養成所職員ノ待遇官等級ニ關シテハ公立學校職員待遇官等級令中
實業學校職員ニ關スル規定ヲ、俸給旅費其ノ他諸給與ニ關シテハ公立學校職員俸給令中實業

校職員ニ關スル規定ヲ、分限ニ關シテハ公立學校職員分限令ヲ準用ス。
第八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外實業補習學校教員養成所ノ設置廢止、入學資格、修業年限、學科及學科目並教諭及助教諭ノ資格等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

實業補習學校教員養成所令施行規則

(文部省令第三十三號 大正九年十二月十八日)

第一條 實業補習學校教員養成所ノ修業年限ハ一年乃至二年トス

第二條 實業補習學校教員養成所ノ學科目ハ修身、教育、法制、經濟竝實業ニ關スル學科目及
實習トス但シ女子ニ付テハ家事、裁縫ヲ加ヘ法制、經濟ハ之ヲ缺クコトヲ得

第三條第一項第二號ニ該當スル者又ハ之ニ準スヘキ者ニ付テハ教育ハ之ヲ課セルコトヲ得
第一項學科目ノ外國語、數學、外國語、簿記、社會學大意其ノ他必要ナル學科目ヲ加設スル
コトヲ得

第三條 實業補習學校教員養成所ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一一該當スルモノタル

ヘシ

一 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校又ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタル者

二 師範學校ヲ卒業シタル者

前項ノ外中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者、小學校本科正教員、小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者若ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校ヲ卒業シニ以上實業ニ關スル經驗ヲ有スル者其ノ他之ニ準スヘキ者ニシテ相當ノ學力アリト認メタルモノハ之ヲ入學セシムルコトヲ得

第四條 實業補習學校教員養成所ニハ講習科ヲ設クルコトヲ得

第五條 實業補習學校教員養成所ノ教諭及助教諭タルコトヲ得ル者ハ一般ノ實業學校教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スルモノタルヘシ

第六條 實業補習學校教員養成所ハ公立學校又ハ實業ニ關スル公立ノ試驗場若ハ講習所ニ併設スルコトヲ得

第七條 實業補習學校教員養成所ニハ教室、實驗室、實習場、器具、機械、標本、圖書其ノ他

數授上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第八條 實業學校設置廢止規則ハ實業補習學校教員養成所ノ設置廢止ニ關シテ之ヲ準用ス

第九條 實業補習學校教員養成所生徒ノ學資ノ給與及卒業後ノ服務ニ關スル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ大正十一年三月三十日マテ之ヲ斟酌スルコトヲ得

實業補習學校教員養成所令並に同施行規則が制定せられてから、從來此の種の施設ありたる府縣に於ては、之を新規定に依る實業補習學校教員養成所と爲し、又其の施設なかりし府縣に於ては新に之を設置し、大正十二年三月末に至りては左記一道一府二十九縣三十三箇所の實業補習學校教員養成所の設置を見るに至つた。

第六節 専任教員に対する國庫補助

實業補習學校に専任教員の必要なることは既に屢述した所である。されば政府は實業補習教育制度の改正に先立ち、實業教育費國庫補助法に改正を加へ、實業補習教育に對し新に國庫補助の途を開き、之を専任教員増置の資に充てしめることとした。補助金交付の趣旨は南文部次官及び山崎實業學務局長より地方長官に發したる通牒に明かであるから、参考として之を掲げ、尙補助要項を示すこととする。

實業補習教育費國庫補助に關する通牒

大正九年八月二十四日南文部次官より地方長官への通牒

實業補習教育ハ、御配慮ニ依リ近年著シク普及シマシテ、學校數ガ一萬三千ノ多キヲ算スルヤウニナリマシタノハ誠ニ喜ハシイコトデアリマス。然シ、其ノ內容實質ニ至ツテハ甚々遺憾ノ點カ多イノテ、之ガ改善發達ヲ圖ルノハ刻下緊要ノコトデアリマス。此ノ方面ニ於テ施設ノ要スルコトハ多々アリマスガ、就中専任教員ノ増置ハ、洵ニ急務デアリマスカラ、今回、國庫ハ之カ獎勵ノ爲メ、補助金ヲ支出シ、道府縣ニ交付スルコトトナリマシタ。就テハ別途印牒ニ基イテ最モ有効ニ之ヲ使用スルコトニ努メラレタイ。尙一面ニ於テハ、斯種學校教員ノ養成モ極

メテ肝要ナコトデアリマスカラ、其ノ機關ノ完備ヲ圖リ優良ナル教員ノ充實ヲ期セラレンコトヲ望ミマス。又實業補習教育ハ、小學校教員其ノ他ノ兼務者ニ俟ツ所甚々多イノテアリマスカ、現在ノ狀態ニ於テハ、其ノ待遇ガ菲薄テアツテ、勤勞ノ重キニ伴ハサル憾カアリマス。政府ハ其ノ待遇改善ノ緊切ナルコトヲ認メマスケレトモ、國庫財政上許サナイモノカアリマスカラ、此ノ點ニ就テハ、銳意郡市町村ヲ督勵シ、且ツ道府縣等ニ於テモ、之ニ對シテ補助金ヲ支出スル等適當ノ方法ヲ講セラレ、其待遇改善ノ實ヲ擧ケル様、併テ御配慮ヲ望ミマス。

大正九年八月廿四日山崎文部省實業學務局長より地方長官への通牒

別途文部次官ヨリ通牒ノ通り、今回國庫ハ實業補習學校専任教員ノ増置ヲ獎勵スルノ趣旨ヲ以テ、本年度ニ於テ補助金十五萬圓(年額三十萬ノ見込)ヲ支出スルコトニナリマシタ。就テハ道府縣ニ對スル分配交付額ハ適當ナル標準ニ據リ之ヲ定メ追テ通知シマスカラ、該交付金ハ之ヲ別記要項ニ基キ、貴管内實業補習學校ノ専任教員増置ノ費ニ充テ、最モ有効ニ之レヲ使用セラル様十分御配慮ヲ望ミマス。命ニ依リ通牒致シマス。

實業補習教育費補助要項

第一 實業教育費國庫補助法第六條ノ二ニ依リ實業補習教育獎勵ノ爲交付セラレタル補助金ハ
地方長官ニ於テ左記各號ノ條件ニ依リ之レヲ使用スルコト

- 一 第二項ノ一乃至四ノ條件ヲ具備スル學校ニシテ當該年度ニ新ニ專任訓導ヲ置キ若ハ專任
訓導ヲ増員シ俸給年支給額四百八十圓以上ヲ給スル者ノ俸給ニ對シテ補助スルコト
- 二 補助金額ハ各人ノ俸給額ノ三分ノ二以内トシ一人ニ對スル年額ハ六百圓ヲ超エサルコト
- 三 前各號ニ依リ補助金ヲ交付シ剩餘ヲ生シタルトキハ第一號以外ノ專任訓導中俸給年支給
額四百八十圓未滿ノ者ニシテ同額以上ニ増俸スル者ニ對シ年額四百圓ヲ超エサル限度ニ於
テ其ノ增加額ノ三分ノ二以内ノ補助金ヲ交付スルヲ得ルコト
- 四 補助期間ハ三年以内トシ一年毎ニ補助金額ヲ更定スルモノ差支ナキコト

第二 補助金ヲ交付スル學校ハ左記各號ノ條件ヲ具備スルモノタルコト
一 修業年限

二年以上タルコト但シ高等小學校卒業以上ノ者ノミヲ收容スル學校ニ在リテハ一年以上タ
ルコト

科目制ニ依リ教授スル學校ニ在リテハ一年ヲ通シテ開校スルモノタルコト

二 授業時數

農業補習學校及水產補習學校ニ在リテハ一年二百時(實習ヲ除ク)以上タルコト但シ高等小
學校卒業以上ノ者ミヲ收容スル學校ニ在リテハ一年百五十時以上タルコト

工業補習學校、商業補習學校及商船補習學校ニ在リテハ一年三百二十時(實習ヲ除ク)以上
タルコト但シ高等小學校卒業以上ノ者ノミヲ收容スル學校ニ在リテハ一年二百四十時以上
タルコト

三 生徒數

農業補習學校、水產補習學校及商船補習學校ニ在リテハ四十人以上タルコト
工業補習學校及商業補習學校ニ在リテハ八十人以上タルコト

四 經費及設備等相當ナルコト

第三 第一項ノ國庫交付金ニ對シ北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ相當補充ヲナスコトノ場合ニ
於ケル補充金額ノ使途ニ付テハ第一項及第二項ノ條件ニ據ラサルヲ得ルコト

第四 地方長官ハ其ノ年度實業補習學校經費、道府縣郡市實業補習學校補助費、獎勵費、實業
補習學校教員養成費及講習費ノ豫算額並ニ公立私立實業補習學校數及教員數ヲ取調ヘ別紙様

第十四章 結論

吾人は實業補習教育の諸問題に就いて述べて來た。しかし都市の實業補習教育、並に女子の實業補習教育に就いては研究の一部を増補したがなほ殆んど省略したる形であつた。のみならず未だ全く論及しない問題、例へば「實業補習教育研究機關の設置」の如き重要な問題も残つてゐるのであるが、此等に就ては更に稿をあらためて詳論することとして、今や結論に急ぐこととする。

我が國の現情を見るに、農村は小作問題、農業不利の問題のために地主も小作も是れ悩み、都會は勞資の問題、失業問題等で苦しみ、之が解決は甚だ困難の状態にある。平和會議の結果我が國に於いても軍備縮少を餘儀なくされた。北米合衆國に於ける新移民法案は日本人の彼に入國を禁ぜられた。今後に於ける國防の充實は產業立國教育立國でなければならない。國家内の總ての個人を十分に教化しなくてはならない。總ての國民が十分に教養せられることによつて國家は强大となり得るのである。各人が一様に文化の程度を高めらるゝことによつて總ての財の分配も公平になり得るのである。知能及財の分配が公平となる時、農村問題も勞資の問題も終息するの時

式第一號ニ依リ毎年五月末日マテニ文部大臣ニ報告スルコト

第五 地方長官ハ補助金ノ收支決算ヲ別紙様式第二號ニ翌リ翌年度四月末日マテニ文部大臣ニ報告スルコト

第六 地方長官實業補習學校ノ補助ニ關スル規程ヲ定メタルトキハ遲滯ナク文部大臣ニ報告スルコト

附

第七 第二項ノ學校ノ種類ハ實業學科ノ種類ニ依リ區分スルコト

二學科以上ヲ併置シタル學校ニ付テハ其ノ一學科以上第二項ノ要件ニ適合スルモノタルコト

第八 特別ノ事情アルトキハ本年度ニ限リ第二項ノ要件ノ一部ヲ缺クコトヲ得ルモ此ノ場合ニ於テハ豫メ當省ノ承認ヲ求メラルルコト

第九 本年度ハ第四項ノ報告ヲ要セサルコト

(備考) 様式省略

であり、對外的強威を示す時である。

知能を民衆化する具體的の方案は之を實業補習教育に俟たなければならぬ。各人が欲する事項に就いて學ぶ＝働きながら學ぶ＝生産しながら消費する＝そこに實業補習教育の特點が存する。

近來町村殊に農村の疲弊は益々深刻になつて來た。農村で教育された有爲の材が相次いで都會に走ることによつて農村は益々疲弊を加ふるのである。町村はその町村に踏止まり町村の爲に眞に力となる者の教養に専心しなければならない。町村民の教化機關は少くとも現在にきては實業補習學校を措いて他に求めることは難い。

我が國の教育は學制頒布五十年、其の就學出席の情況に於ては極めて順調に發達し、校舎も、校具も相當に設備され、何れの町村へ行つてもその町村内第一流の營造物たらざるはない。誠に慶賀に堪へないのである。然しながらその教育の内容を考へ、その効果を見たならば未だ改造すべき多くが存するのである。下中氏は曰く「教育は何はさておき働くことを教へなくてはなら

ない。金儲けのための勤勞ではない。人間の責務としての勤勞だ。金持の男の子も女の子も、貧乏人の男の子も女の子も一様に勤勞することを好ませなくてはならない。萬人が萬人、一様に勤勞することが眞の道德だと考へさせる。之が當來教育の本義だ。

子供達は皆無産者だ。如何に富豪名門の家に生れやうが、いかなる裏長屋の隅で生れやうが、人の子としてはみな同じく真裸體で生れて來たのだ。生きる爲めにはどうしたつて生産しなくてはならない。働くなくてはならない。勤勞は善だ怠惰は惡だ。生産は道德だ不生産は惡だ。此事をはつきり知らせ且つ行はせない教育ならしない方が勝だ」と少し語調は鋭いけれども、教育をかやうに見方する者は唯に下中氏一人ではない。

斯くして現在の小學校の教育は其の根本の精神を樹て直さなくてはならない。之が爲には小學校は實業補習學校にその精神を藉らなければならぬ。

實業補習教育の必要は、前述の如くその重要な斯の如くである。然しながら悲しい哉實業補習教育の現狀はその實績を表はしてゐない。隨つて一部先覺者の間にこそ呶々すれ、世人の多くは未だ醒めない情態にあるのである。爲に折角の卓越せる教育制度もその効果は認められないのである。然しながら何時までも斯うして置くべきではない。大にそれを高潮し、之を擴充すべき

時機は當來したのである。從來の研究は全く形式の研究であり、形骸の模索であつた。今やその内容を究めその實質に觸れなくてはならない。

□

實業補習教育の振興、その徹底、之は如何にして企畫し得やうか。吾人は之を先進國たる獨逸の歴史に稽へて見よう。獨逸に於ても最初は實習教育と工場とを加へた任意的夜學校であつた。次には任意的の晝間學校となり、更に實習を除外せる營業教育と圖畫の教授とを目的とした強制的の晝間學校にして職工の爲に夜間及日曜の朝授業を行ふ高等科を併設したものとなつた。最後には市民教育と設備完全なる工場に於て、職業教育とをなすを以つて目的とした強制的の晝間學校となつた。是れ現今ミエンヘン市に存在するものであつて、女子も男子も同じく此の教育を受けてゐる。尙小學校はこの學校と聯絡を保つ爲に改革を加へ、加之大人の爲に高等なる職業教育、又は實業美術の教育を課するを以つて目的とせる任意的高等科を併設せるものである。

獨逸が何故に強制的制度を採用するやうになつたかと云ふに、任意的制度が全然失敗に終つたからである。最初は就學と出席とが任意であつたから、實際就學し、出席する生徒の割合は僅少であつた。然かも入學した者は最良の生徒でもなく、最も勤勉の生徒でもなく、將又この教育

によつて最も裨益を受けるやうなものでもなかつた。全く兒童は家庭の事情、健康の状態、業務の性質、周囲の境遇、將來の見込、其の他種々雜多の原因があつて、其の就學の妨げをなすのであつて、何れの場合であつても任意的の制度で、其の生徒數が絶えず増減するものであつては、眞に組織的の設備をなすことは全く不可能である。尙優良なる教師を採用することも困難であつて實際入學した生徒も未だ教育の効果が現はれない中に、だんだん其の數が減つて遂には熱心な生徒の僅兩三名を残すに過ぎないやうな場合がある。斯くて残つた生徒は或は立派な成績を收め得るであらう。然し是れ全般の教育制度としては何等の價値もないものであるとは、ケルシエンシュタイナー氏の意見である。獨逸の強制的補習教育は英國に於ても米國に於ても之を模範として已に實施し、佛國も亦實現せんとしてゐるのである。我が國獨り其の例に漏るべきではない。我が國に於てもその實施の必要は漸次高潮され今や天下の輿論となつた。「實業補習教育を義務制度となすこと」は各種の方面から主張され又は建議されてゐるのである。今回文政審議會が組織せられ義務教育延長問題が審議されつゝあることは國家教育の伸展上喜ぶべきことである。併しこれが容易に實施することの決定されないのは言ふまでもない地方經濟の問題で義務教育延長そのものに反対は一人もないであらう。是處に於て吾人は比較的經費の僅少を以て、その成績を顯著ならし

める實業補習教育の義務制決行は國家問題社會問題として急務中の急務なるを信するのである。

近 輓
實 業 补 習 教 育 研 究
終

大正十二年四月十五日印
大正十三年七月二十日復興增訂再版印刷
大正十三年七月廿五日復興增訂再版發行

實業補習教育研究
正價金四圓五十錢

著者作
者作
者作
者作
者者
行者者
發行者
印刷者
印 刷 所

菊地 鈴山 口 啓靜 良市 穂樹 市

周防初次 郎郎

東京市神田區錦町一丁目十六番地
東京市牛込區西五軒町五十二番地

福山福太郎

東京市牛込區西五軒町五十二番地
行政學會印刷所第二工場

發兌元

明

文
堂

東京市神田區錦町一丁目十六番地

- 619 -



ノ年ノ月ノ日

終

